

平成 29 年度第 1 回 新潟市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会

開催日時：平成 29 年 8 月 24 日（木） 午後 4 時 00 分～午後 4 時 40 分

会 場：新潟市音楽文化会館 2 階 小練習室 7

出席者：伊藤委員、遠藤委員、菊地委員、齋藤 桂委員、鈴木委員、平澤委員（6 名）

欠席者：市嶋委員、齋藤 聖治委員（2 名）

事務局：こども政策課長、同課課長補佐、同課企画管理係長、同係主事

こども家庭課長、同課課長補佐 2 名、同課給付管理長

保育課長、同課課長補佐、同課管理係長、同課運営担当係長 2 名

傍聴者：0 名

（司 会：こども政策課 鈴木課長補佐）

それでは、ただいまから平成 29 年度第 1 回新潟市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開催いたします。

本日はお忙しいところご出席いただき誠にありがとうございます。進行を務めさせていただきますこども政策課 課長補佐の鈴木と申します。どうぞよろしく願いいたします。

はじめにこども政策課長よりご挨拶申し上げます。

（こども政策課 岩浪課長）

こんにちは。先ほどの全体会に引き続きまして、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。当分科会を担当している、こども政策課長の岩浪と申します。

皆さまからは、日頃より児童福祉行政の運営に、多大なご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

当分科会は、社会福祉審議会の専門分科会の一つで、子どもや母子に関する事項について調査・審議をいただく分科会でございます。

詳細については後ほど説明させていただきますが、委員の皆さまからは、それぞれのお立場、これまでのご経験を踏まえた意見を出していただきまして、活発な議論をいただけますよう、どうぞよろしく願いいたします。

（司 会：こども政策課 鈴木課長補佐）

ありがとうございました。

本日の分科会は、委員改選後初めての会議となりますので、委員の皆さまから一言ずつ、自己紹介をお願いできればと思っております。伊藤委員より時計回りでお願いいたします。

(伊藤委員)

皆さまお疲れさまでございます。市議会議員をしています、伊藤 健太郎と申します。議会でも、常任委員会は児童福祉関係を所管する、市民厚生常任委員会に所属しておりますし、今年度から立ち上がった少子化調査特別委員会の副委員長も務めさせていただきますので、こちらでも様々な意見を参考にしながら、審議の一助となればと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

(遠藤委員)

私は新潟市小学校校長会の会長をやっております、新潟市立上所小学校の校長の遠藤英和と申します。お願いいたします。

子どもたちのことと言いますと、学校によってまちまちですが、まもなく子どもたちの休業期間が終わります。ご存じのとおり、不登校の問題、いじめの問題等をはじめとする、子どもをとりまく課題というのは結構ありまして、この休み明けというものの捉えがとても大事になってきています。

小学校も中学校も、気になる子どもについては、担任、学校から何かしら児童の方にコンタクトをとって、平穩に学校生活が再開できるようにもっていくことに神経を尖らせている時期であります。

私も学校にいながら、今、子どもの貧困の問題であるとか、家庭環境のこととか、気になることはたくさんありますが、ぜひ家庭でできないことを、私たちが何らかの形で支えたと、そんな気持ちで私も仕事にあたっているところです。どうかたくさんのお知恵をお借りしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

(菊地委員)

新潟市母子福祉連合会の菊地です。母子家庭の母親の集まりではありますが、最近は父子家庭も増えておりますし、同じひとり親として助け合っていければと思っております。よろしくをお願いいたします。

(齋藤 桂委員)

公募委員の齋藤と申します。本業は、イベントで祭とか講演会とかそういったところに芸能人や文化人を呼ぶコーディネートをやる仕事をしています。株式会社ホイミという会社を一人でやっております。

今回応募させていただいたのは、私は地元が巻なんですけれども、巻の商工会青年部だったり、燕三条青年会議所だったりで地域貢献活動だったり、青少年育成の活動をしている中で、自分の子どもが3月に生まれまして、より子どもに対する意識というか、私は39歳なんですけれども、同世代が子育てする中で意見を話すようなことが増えている中、私自身の意識も高まり、たまたま公募委員の募集を見させていただいたので、何か自分ができることがあればと思い応募させていただきました。初めての参加なので分からないことがあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

(鈴木委員)

新潟医療福祉大学の鈴木でございます。社会福祉を担当しています。研究テーマとしては、文科省の助成金をいただきながら、子ども虐待のことをずっと研究して調べています。よろしく願いいたします。

(平澤委員)

新潟市保育会の平澤と申します。新潟市保育会と言いますのは、数年前までは公立・私立の認可保育園の集まりという言い方で済んだわけではありますが、ご存じのとおり認定こども園というものが始まりましたので、今は公立・私立の認可保育所、それが認定こども園。

今のところ公立の認定こども園はないですけれども、それに加えて地域型保育事業と言いまして、小規模保育事業所あるいは事業所内保育所など、幅広い保育分野といえますか、保育事業者が集まっているという組織でございます。

今は、公私合せて200を超える施設がありますので、なかなか課題も多い状況です。私自身は、私立の方の保育園を運営するところの園長と、社会福祉法人が運営しているわけですがその社会福祉法人の理事長をやっております。

今年度から社会福祉法人に関して大きな制度改革がございまして、本当に今年の4、5、6、7月くらいは大変でございました。ようやく6月、7月を終えたと思いましたが、今日は担当課長さんもいらっしゃいますけれども、今度は処遇改善もなかなか大変でございます。そして9月を迎えますと、今度は指導監査についても内容が新しくなりま

して、見直しがいろいろございまして、課題が改善されるのはいいことだと思いますので、ぜひ意見を出し合って、率直に行政と話し合いをして改善をしていった方が良い分野については改善をして、無駄なことはできるだけやめて、できるだけ多くの時間を子どもの処遇、ケアに費やせるような、そんな施設運営ができるような監査を望みたいと思っています。よろしく願いいたします。

(司 会：こども政策課 鈴木課長補佐)

皆さま、ありがとうございました。

市嶋 範恵委員、斎藤 聖治委員は都合によりご欠席されておりますが、本日、過半数の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、この分科会が成立しておりますことを報告させていただきます。

事務局といたしまして、こども政策課 岩浪課長のほか、こども家庭課 高橋課長、保育課 加藤課長が出席しております。よろしく願いいたします。

また、会議内容につきましては、先ほどの全体会同様、会議録作成のため録音させていただきますのでよろしく願いいたします。

それでは資料の確認をさせていただきます。次第、委員名簿、座席表、資料1といたしまして「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の策定について」というものを机上配付しております。よろしいでしょうか。

また、先ほど全体会でお配りしたA3横の資料3、「社会福祉審議会の組織」を参照しますので、お手元にご用意いただければと思います。

議事に入ります前に、本分科会について、改めて説明させていただきたいと思います。今ほどお手元にご用意いただいたA3横の「社会福祉審議会の組織」、こちらをご覧ください。資料の真ん中、一番下に児童福祉専門分科会について記載がございます。児童福祉法の規定により、政令市は児童、妊産婦および知的障がい者の福祉に関する事項を審議する、児童福祉審議会が必置となっております。その児童福祉審議会を、社会福祉審議会の分科会として位置づけておりまして、それがこの分科会でございます。

調査審議する事項としましては、児童福祉に関する事項、母子家庭の福祉に関する事項、母子保健に関する事項、母子寡婦福祉資金の貸し付けの取りやめに関する事項がございます。

27年度よりスタートした子ども・子育て支援新制度のもとでは、保育所および家庭的保育事業等の認可について、社会福祉審議会の意見を聞かなければならないこととなっておりますので、あらかじめ新潟市社会福祉審議会における、児童福祉の専門分科会である

本分科会でご意見を伺うこととなっております。該当案件があった場合、会議を開催させていただきますが、開催時期につきましては、年度末を予定しております。

以上、簡単ではございますが、本分科会についての説明をさせていただきました。それでは次第の（３）、議事に入りたいと思います。

本日の議事は、分科会の会長及び副会長の選出についてです。社会福祉審議会の委員改選に伴いまして、本分科会の会長および副会長の選出を行いたいと思います。社会福祉審議会運営要綱第 9 条第 1 項の規定により、会長及び副会長は委員の互選で決定することとなっております。事務局としましては、改選前から引き継ぐ形で、会長を鈴木昭委員に、副会長を菊地 千以委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（委員一同）

お願いします。

（司 会：こども政策課 鈴木課長補佐）

ありがとうございます。それでは、事務局案のとおり会長を鈴木委員、副会長を菊地委員にお願いしたいと思います。鈴木委員におかれましては、会長席の方にご移動をお願いできればと思います。

恐縮ですが、鈴木会長から一言ごあいさつをお願いいたします。

（鈴木部会長）

鈴木でございますが、改めてよろしくお願ひいたします。この専門分科会が新潟市の子どもの福祉の向上となれば、あるいはその応援団となれることを期待しておりますが、一緒になって頑張りたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

（司 会：こども政策課 鈴木課長補佐）

それでは、以降の進行につきましては、鈴木会長にお願いしたいと思います。

（鈴木会長）

さっそくですが、議事に沿って（４）報告事項に移りたいと思います。障がい児福祉計画の策定について、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

こども政策課の小柴と申します。私の方から、第 5 期障がい福祉計画および第 1 期障がい児福祉計画の策定についてということでご報告させていただきます。

お手元の資料 1 をご覧ください。1 の策定の趣旨でございますけれども、法律に基づき、市町村は国の基本指針に則して、市町村障がい福祉計画を策定する必要があります。平成 28 年 6 月に児童福祉法の一部改正がありまして、市町村において障がい児福祉計画の策定も義務付けられたところでございます。児童福祉法におきまして、障がい福祉計画と一体のものとして策定することができるとされておりますので、本市では次期計画となります第 5 期障がい福祉計画と一体のものとして策定するということで、障がい福祉課が所管している障がい者施策審議会においてご審議いただく予定としております。

計画期間としましては、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間ということになります。

続きまして、3 の策定スケジュールです。6 月から 7 月にかけてニーズ把握のために、特別指導学級、通級指導教室、東西の特別支援学校、こころん（児童発達支援センター）に在籍されているお子さんの保護者にアンケート調査を行っております。

先週、8 月 18 日に 1 回目の施策審議会が開催されまして、今年度はトータルで 4 回開催する予定としております。12 月には議会の方への報告と、パブリックコメントを行わせていただき、3 月には社会福祉審議会等でご報告させていただく予定でございます。

裏面をご覧ください。こちらには国の基本指針を記載してございます。1 の基本理念から 5 の成果目標まで記載してありますけれども、これが新しい計画の基本的な構成となっておりまして、いくつかの項目に下線が引かれていますけれども、実線の項目が新設されるもの、点線の項目が拡充されたものということで、障がい児にかかるものも、多く新設されている状況でございます。

繰り返しになりますが、策定にあたりまして、障がい福祉計画と一体のものとして策定させていただくため、障がい福祉課と連携しながら進めていきたいと思っておりますので、ご承知おき願います。簡単ですが、報告は以上となります。

(鈴木部会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの報告についてご質問等がございましたら、よろしくお願いたします。いかがでしょうか。

ニーズ調査はもう終わっておられるのでしょうか。どれくらいの対象で、どれくらい

の回収なのでしょうか。中身はこれからでしょうけれど。

(こども政策課 小柴係長)

全体の1割を対象にアンケートを出させていただきまして、具体的には265のアンケートを送付させていただいて、181の回収をいただいています。ですので、68.3%の回収率ということで、ただ今分析・集計を行っているところです。

(鈴木会長)

ありがとうございます。その他に何かございますでしょうか。

(伊藤委員)

すみません、聞き漏らしたのですけれど、アンケート調査の対象施設等をもう一度お願いします。

(こども政策課 小柴係長)

小・中学校の特別学級、同じく小・中学校の通級指導に在籍されているお子さんの保護者、東西の特別支援学校、こころに通われているお子さんの保護者になります。

(伊藤委員)

障がい児は18歳未満ということだったと思いますが、高等特別支援学校であるところか、高等学校の学齢期の障がい児に対するアンケートはどうなりましたでしょうか。

(こども政策課 小柴係長)

そこは行っていませんけれども、18歳以上については、障がい福祉課がニーズ調査の方を行っていますので、そちらで傾向が把握できるという事ですので、今回私どもこども未来部の方でさせていただいた部分につきましては、そこで把握のできない障がい「児」の、学齢期と未就学のところをカバーさせていただきたいということで、調査させていただいています。

(伊藤委員)

すみません。私がお聞きしたかったのは、15から17歳の子どもが対象に含まれていないのではないかと・・・。

(こども家庭課 木島係長)

こども家庭課の木島と申します。今回の調査については、もともと障がい福祉課の方で、障がい福祉計画の策定にあたっては、障がい者の手帳をお持ちの方のだいたい 1 割を対象に行っておりまして、その中では高校生の学齢期の方も対象に含んで調査を行っております。

ただ、今回の障がい児福祉計画を策定するにあたっては、今ほど小柴が話したとおりに、未就学のお子さんも含めて中学生期以下の掘り起しが不足していると。今まで障がい福祉課の方で行なっていた調査では不足している部分があるということで、追加で行ったものになります。もともと、手帳の交付というのが、やはり小学生の方とか、それより小さなお子さんというのは受けていなくて、障がいサービスの方を受けているというような方も多いですので、こういった調査のお願い先になっているところでございます。

(伊藤委員)

これをお聞きした理由が、今月に入って立て続けに 2 件、県立の高等特別支援学校のお子さんからのご相談をいただいております、県立なのですけれども、皆さん市民の方でいらっしゃるのです、制度の狭間に落ち込んでいらっしゃる方が多くて、相談内容も深刻でして、危惧しているのが、地域活動支援センター事業のⅢ型という事業を障がい福祉課さんで所管しているのですけれども、簡単に申し上げると、昔の小規模作業所なんですけれども、新潟市においては、15 歳以上が地域活動支援センターのⅢ型を利用することができるのですけれども、政令市の状況を調べてみましたら、約半分は口頭特別支援学校に通っているとその事業の対象にならないという定めがあるのですが、新潟市は対象としておりまして、実際にその現場に行ってみますと、軽度であるとか、特に重度の障がいのあるお子さんの居場所がなかなか確保できなくて、放課後等デイサービスも、軽度だとお子さんが嫌がるというのがあって、また重度だと施設自体が見られないということでかなり選択肢が狭まってしまうというところがありまして、地域活動支援センター事業のⅢ型の補助内容の縮小が関係者の方に配布・説明されていらっしゃる、それを見たときに今まで維持してきた「高等支援学校に通っていてもサービスを受けられる」という環境が、悪い方にシフトしてしまう危惧がありまして、アンケートは実施されましたので、県立高等支援学校に通っていても市民なんだということをぜひご配慮の上計画策定にあたっていただきたいということで質問させていただきました。

(鈴木部会長)

事務局の方で何かコメントはございますか。

(こども家庭課 高橋課長)

今ほど資料 1 の中でスケジュールというところで話がありましたけれども、先回、第 1 回の、障がい福祉課の方でやっています障がい者施策審議会が開催されて、私どもも参加させていただいたところです。

その場では、先ほども話がありましたけれども、いわゆる親計画、障がい福祉計画、そこに児童が一緒になるのですけれども、その場でも今委員がおっしゃられたような、高校生の学齢期の子どもたちの、あるいは高校を卒業した後の重度の子どもたちの居場所がなかなかないんだというようなご意見が、施策の審議委員さんの方からも出ておまして、障がい福祉課の方もその件については、この先の課題として取り組んでいくというような回答をされていまして、私たちも計画ですとか、この先何をするかといったところを一緒に考えていくといいのかなというふうに思っています。またこれから、という状況かなと思っています。

(鈴木部会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

私は、今の伊藤委員のご発言にコメントする立場ではないのですが、非常に大切なことを言われたと思うんですね。サービスの利用の時に、重度の人はサービスを提供する側の体制が不十分という事で、サービスにアクセスすることが難しいという少し面があると。逆に、中軽度となってくると、自分の意見があるわけですので、その意見というか期待、希望に必ずしも沿わない形での集団生活が強いられるようなサービスを提供することがあつたりすると、まさに狭間の問題が出てくるんですね。それは障がい福祉サービスの提供について、絶えず出てくるジレンマのような気もしますが、ぜひそのサービス提供の在り方をこれから計画の中で議論していかれると思うのですが、逆に家庭あるいは地域全体で支えていくことも含めて、市の底力の発揮が、力が試されるということだと思いませんか。そういうことにきちんと答えていく新潟市あるいはこども未来部、それが子どものことを大切にすることの一つであるということ、計画の策定を通じてぜひ発信していただきたいと思います。その根底にあるのは、子どもの意見表明権をきちんと尊重することなんだと思います。児童権利条約も、一番の根本は、子どもの意見表明を、いかに私たち社会が、尊重していくかということにあるのだと思いますが、

ともすると、意見表明権が、子ども虐待の施設入所等についても、あるいは分離についてもそういう面を議論しなければならないことも出てくるんですけども、繰り返しになって恐縮ですが、子どもの意見表明を、必ずしも言語による表現だけではないですよ。その子どもの意向をきちんと尊重していくような中で、計画を作っていただきたいと、せっかくこの専門分科会で意見表明する機会がありましたので、あえて伊藤委員の発言に触発されて述べさせていただきました。

他にいかがでしょうか。なければ本日の議事はこれで終わりという事になりますが、他に議事以外も含めて、せっかくの機会でございますので、事務局への質問や、あるいは委員同士の中でもやりとりすることがあればどうぞ。

(伊藤委員)

せっかくの機会なので。事務局の皆さんにお願いがありまして、社会福祉法 7 条第 2 項の規定に、この社会福祉審議会の行うべき事項が書いてありますけれども、市の諮問に答えるということと、関係行政庁に意見普請をするということがあると思うのですが、関係行政庁というところが、私が法律の専門家でないので、市長を言うのか、それとも国の各省庁のことも含むのかわかりませんが、いずれにしても議会で見せていただいているように、審議会の中で意見があって、例えば国の財源に起因してなかなか実現ができないことについては、国にしっかり要望を出しているんだというところもフィードバックしていただけると、一方的な意見を言う場にならなくて良いのではないかと思うので、市長と議長の連名で国に出している意見書なんかも、かなりいいことが並べられているので、ぜひそうした情報提供もしていただきたいと思います。

(こども政策課 岩浪課長)

ありがとうございました。

(鈴木部会長)

他にいかがでしょうか。

(平澤委員)

先ほど課長さんの話にも出てきましてけれども、障がい者施策審議会は障がい福祉課の管轄なわけですよ。この社会福祉審議会と別のわけですが、どんなメンバーで構成されているのでしょうか。

(こども家庭課 高橋課長)

すみません、今資料が手元にはないのですけれども、基本的には当事者団体ですとか、障がいの手をつなぐ親の会ですとか、身体障がい者協会の代表者ですとか、支援をしている側として施設の職員ですね。そういった有識者の方々もおりますが、NPO法人の様々な会から選出された方が出られております。

先ほども触れましたが、福祉部の障がい福祉課がこの会を運営しておりますが、私どもこども未来部も関係する部署ですので、事務局として参加させていただいているところです。

(鈴木部会長)

ありがとうございました。それでは事務局の方へお返ししたいと思います。

(司 会：こども政策課 鈴木課長補佐)

皆さんありがとうございました。議事は終了しましたが、1点、その他ということで、子ども食堂について、こども政策課から情報提供させていただきたいと思います。

(こども政策課 岩浪課長)

こども政策課 岩浪です。机上に置かせていただきました、マップと、できたてほやほやの「子ども食堂をつくろう」という冊子ですけれども、情報提供させていただきたいと思います。

昨日の新聞にも、秋葉区の子ども食堂のプレオープンの記事があったかと思うのですが、現在市内では16か所、更に今10か所程度設立の準備を進めているところでございます。この子ども食堂マップの中には10か所と書いてあるのですけれども、これは昨年秋に出来たもので、まだ1年も経たないうちにここからあと6か所増えたという状況になっておりまして、市内の全ての区に広がっておりまして、新潟市の市民力・地域力を私どもとしても借りているところでございます。

設立にあたっては、これまで社会福祉協議会を中心に、助言ですとか支援を行ってきていますが、この度の冊子なのですけれども、子ども食堂をつくりたい方たちに役立つ手引きということで、どうやって子ども食堂をつくっていったら良いのかということを説明している冊子、そして設立を予定していない方にとっても、子ども食堂とはどんなものなのか書いてあるものでございます。

実は、市もこれの作成に協力をしているのですけれども、この他にもこういった支援

ができるのかなということで検討を進めている状況です。

子ども食堂がこんなに増えているのですけれども、先日、市内で初めて子ども食堂をつくったという方とお話をする機会があって、やはり最初に子ども食堂をつくろうといった時には、地域の方たち、それから学校の先生方にもなかなか理解していただけずに苦労したというようなお話を聞きました。今は、テレビやマスコミ等で取り上げられていますけれども、まだまだ、子ども食堂ってどんなところなんだろうなと思っていられる方もいるかと思います。

子ども食堂自体は、マップにも、それから手引きの方にも載っていますけれども、子どもたちが一人でもご飯を食べに来れる場ではあるのですが、手引きの 13 ページ、14 ページを開いていただくと、子ども食堂はただご飯を食べる場所だけではないんですよ。そういったことが書いてあります。子どもを地域で支えるとか、地域で育む、そういうもっと大きな思いを持ってつくっていられる方ばかりです。

子ども食堂が何かというところだけではなく、立ち上げた方の思いなんかもまた書いてありますので、後ほどまたお読みいただくとありがたいなと思っています。

子ども食堂と言うのですけれども、ほとんどのところが大人の方でも受け入れているというか、食べに行くことができますので、よろしければ 1 つでも 2 つでも、私たちでもまだまだ行っていないところがたくさんありますので、これからお邪魔したいなと思っているのですが、機会がありましたら皆さまもぜひご覧いただければと思います。

以上、情報提供させていただきました。ありがとうございました。

(司 会：こども政策課 鈴木課長補佐)

ご質問があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(鈴木会長)

既に開設されているところも含めて、常設の方向を目指している食堂と言うのはおありなのですか。

(こども政策課 岩浪課長)

そうですね。今のところでは、だいたい月 1 回から 2 回の運営で、それ以上の回数ということを考えているところはお話を伺ったことはない状況です。食材の調達等、人手がかかるものですので、なかなか常設というか、もっと頻繁にというところまでは至っていないのですけれども、今後そのような動きも出てきていただくとありがたいか

なというふうには考えております。

(司 会：こども政策課 鈴木課長補佐)

最後に1つ、事務連絡をさせていただきます。先ほども申し上げましたが、次回の社会福祉審議会 児童福祉専門分科会を開催する場合は、年度末、3月頃を予定しております。改めまして、委員の皆さまにご連絡を差し上げたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上をもちまして平成29年度第1回新潟市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。